

建設工事の最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準  
の引上げについて

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では、健全な受注環境と安定的経営の実現を図るため、適正な利潤確保や建設工事の担い手の育成・確保に資する低入札対策を推進することとし、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

**1 建設工事の入札における最低制限価格の引上げについて**

最低制限価格の算定方法のうち、直接工事費の割合を97%から99%へ引き上げます。

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した額とし、下限は、設計額の80%です。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- (1) 直接工事費の99%の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (2) 共通仮設費の90%の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (3) 現場管理費の90%の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (4) 一般管理費の次表に掲げる割合の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

請負工事設計額		一般管理費 の割合
土木一式工事及び建築一式工事 の場合	土木一式工事及び建築一式工事 以外の建設工事の場合	
4,500万円以上 (特A級工事相当)	1,500万円以上 (A級工事相当)	55%
1,000万円以上4,500万円未満 (A級工事相当)	300万円以上1,500万円未満 (B級工事相当)	60%
1,000万円未満 (B級工事相当)	300万円未満 (C級工事相当)	65%

## 2 建設工事の入札における低入札価格調査基準価格の引上げについて

低入札価格調査基準価格の算定方法のうち、直接工事費の割合を97%から99%へ引き上げます。

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税(10%)を加算した額とし、下限は、設計額の80%です。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- (1) 直接工事費の99%の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (2) 共通仮設費の90%の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (3) 現場管理費の90%の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
- (4) 一般管理費の55%の額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

## 3 建設工事の低入札価格調査制度における数値的判断基準の引上げについて

数値的判断基準(失格基準)の算定方法のうち、直接工事費の割合を86%から90%へ引き上げます。

(改正後の算定方法)

次に掲げる工事の費目ごとの金額について、1項目でも基準を満たさない者を失格とします。

- (1) 直接工事費の90%以上の金額であること。
- (2) 共通仮設費の80%以上の金額であること。
- (3) 現場管理費の80%以上の金額であること。
- (4) 一般管理費の43%以上の金額であること。

## 4 施行期日

令和3年10月1日以後の指名通知又は入札公告の案件に適用します。

## 5 参考

上記1から3までの詳細は、次に掲げる要領で定めています。青森県建設業ポータルサイト(<http://pub.pref.aomori.jp/kouji/index.html>)に掲載していますので、御確認ください。

- (1) 青森県建設工事及び建設関連業務最低制限価格制度事務取扱要領
- (2) 青森県低入札価格調査制度運用マニュアル